

私たちの広場

No. 307

2009年7月21日発行

特集

公開討論会を考える



連載 時の話題「消費者庁の発足」

新連載 現地レポート 選挙啓発シンポジウム
「そうだ! 選挙に行こう!」

名言の舞台	3
特集 公開討論会を考える	4
・公開討論会・合同個人演説会の開催の法的位置づけ	4
総務省選挙課理事官 笠置 隆範	
・公開討論会の意義と課題	6
立教大学助教 逢坂 巖	
・日本青年会議所の取り組み	8
(社)日本青年会議所会頭 安里 繁信	
・町民有志で公開討論会を開催	10
—熊本県御船町	
ローカル・マニフェスト推進ネットワーク九州・代表 神吉 信之	
・明推協活動と公開討論会等の可能性	12
東北大学大学院准教授 河村 和徳	
海外トピックス 欧州議会	15
スウェーデンのシティズンシップ教育<第2回>	16
「青少年に民主主義を伝える——スウェーデンの若者政策」	
放送大学教授 宮本 みち子	
時の話題 消費者庁の発足	18
現地レポート 高槻発 選挙啓発シンポジウム「そうだ! 選挙に行こう!」	20
大阪府高槻市選挙管理委員会	
メイスイ列島フラッシュ	23
絵本 田澤 義鋪<第2回>「青年郡長の理想と実践」	24
協会からのお知らせ	27

投票することが自分たちの手で将来の日本を描くことになるということ、投票用紙を合わせて日本地図にするという発想で表現しています。柔らかい色彩と優しい表情の人物が、温かい夢のある未来を予感させてくれます。

〈表紙の紹介〉
村上 尚徳
(文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官)

永原 沙樹さん
福岡県 学校法人沖学園沖学園高等学校2年生
(受賞当時)





民主制においては、 国民がこれこそは 肝心だと思ふような見方を 提示しなければならない

ヘーゲルはドイツの哲学者であり、『精神現象学』や『法の哲学』などの著作で知られています。しかしながら、ヘーゲルは同時に政治に對しても強い関心を抱き、多くの時事的な発言も残しています。

ヘーゲルは政治体制と思想の力の関係に関心を持ちます。一人ひとりの個人が、政治のあり方について検討するようになることを、ヘーゲルは自由の発展だと考えました。しかし、そのとき政治体制と思考との間には緊張関係が生まれます。思考は政治体制のよしあしを検討し、よりよい政治体制を求めるからです。

ヘーゲルは『歴史哲学講義』の中で、歴史を自由の発展の過程として捉えました。一人から少数、少数から多数へと、より多くの個人が自由の自覚を持つことで、やがて政治体制は変革され、それが歴史のダイナミズムを生み出すというのです。

それでは、少数者ではなく、社会の多数者が自由になる民主政治において、政治にかかわる人間はいかなる任務を持つのでしょうか。求められるのは、個別の政策だけではなく、政治についての一般的なものの見方を示すことだとヘーゲルは言います。

個別の政策を越えて、およそ今、政治において何が肝心なのか、個別の政策間にかなる優先順位をつけるのか。民主政治において、政治家はこれらのことを、国民の目にはつきりと示さなければなりません。一人ひとりの国民の納得が、民主政治には不可欠だからです。

個別の政策も重要ですが、政治において、これが肝心だと説得する技術こそ民主政治に求められるというヘーゲルの言葉は、今日なお意味を持つのではないのでしょうか。

特集

公開 討論会を 考える

昭和58年に公営の立会演説会が廃止されて以来、わが国の選挙運動においては、候補者全員が一堂に会して政策やビジョンを述べ合い、有権者がそれを聴くという機会がなくなりました。しかし、10年程前から、公開討論会支援NGO「リンカーン・フォーラム」の活動等によって、選挙の公示（告示）の前に、政治活動として立候補予定者全員による公開討論会を開催する動きが生まれ、また、選挙期間中は、複数の立候補者による合同個人演説会としてこれを開催する所が出てきました（前回の総選挙での開催回数は93回—リンカーン・フォーラム調べ）。これら現在の法制度の中で行われている公開討論会の課題と可能性を探ります。

はじめに

最近、各地の首長選挙等において公開討論会や合同個人演説会が開催されるといったことを耳にするようになった。一般に、公開討論会とは、選挙の公示・告示（以下「告示」）前に立候補予定者からそれぞれの政策やビジョンを参集者が聴く会のことを、合同個人演説会とは、選挙の告示後に候補者が合同して開催する個人演説会において各候補者の政見や公約等を参集者が聴く会のことを、それぞれ指しているものと思われる。

これを前提として、以前あった立会演説会の廃止の経緯や公開討論会と合同個人演説会の開催に関する法的な枠組みを簡単に述べようと思うが、平易にわかりやすくといった要請や、紙幅に限りもあるので、細かい点は極力省き、また、私見も交えての記述となることをあらかじめお断りしたい。

立会演説会の廃止と演説会の現行規制

立会演説会は、昭和二三年以来、公営によ

公開討論会・合同個人演説会の開催の法的な位置づけ

総務省選挙課理事官 笠置 隆範



る選挙運動の一つとして、有権者が各候補者の政見を知り、選択する上で便宜な制度として実施されてきた。

この立会演説会については、①候補者が自ら聴衆を集める必要はないため、労力と費用を節減できる、②有権者にとっては、同時にすべての候補者の演説を直接聴くことができ、③有権者が容易に比較し判断できる、などの長所が挙げられる一方、短所として、①候補者が開催地・開催時間を自由に決定することができない、②候補者の選挙運動の時間を拘束することになる、③演説時間が限られるため候補者が十分にその政見や抱負等を述べるできない、といった点が指摘されていた。

また、立会演説会の実態としても、特定の候補者が動員した支持者のみが参集し、他の候補者の演説の時間帯になると一斉に退場するといった状況や、候補者自身が有効な方法で選挙運動をしたいという時間が相当に制約を受けるため代理を立てるといった状況も見受けられ、立会演説会が形骸化してきた等の

問題点が指摘されるようになった。このため、立会演説会に割かれる時間を個人演説会等候補者の自由な活動に振り向ける方が候補者の政見や人柄を有権者により浸透できると考えられ、昭和五八年の公職選挙法改正によりこの立会演説会制度は廃止された。

現在では、選挙運動のためにする演説会については、公職選挙法の規定により行う候補者個人が開催する個人演説会（候補者届出政党が開催する政党演説会および衆議院名簿届出政党等が開催する政党等演説会）以外のものは開催することができないこととなっている（第一六四条の三）。

公開討論会、合同個人演説会

公開討論会は、選挙の告示前に立候補予定者からそれぞれの政策やビジョンを参集者が聴く会であり、公開討論会での立候補予定者の演説等は、あくまでも自らの政治上の主義主張を述べるもの、すなわち政治活動の一環として行われるものである。したがって、選挙運動とは異なり、その開催について公職選挙法上特段の制限はない。もっとも、公開討論会に出席した立候補予定者の発言等が選挙運動にわたるときは、事前運動の禁止規定（第一一九条）に抵触することとなるし、仮に公開討論会が特定の立候補予定者に有利な方法で運営されるようなことがあれば、その立候補予定者の選挙運動と認められ、事前運

動の禁止規定（第一一九条）に抵触するおそれが出てくる。

なお、公開討論会に出席を依頼する立候補予定者やそれぞれの発言時間等について公正・公平な運営が求められるが、この点については、公開討論会の公正・公平に関わる点でもあり、企画者や主催者において十分に配慮しているように感じられる。

また、選挙の告示前に開催されるものであるため、公開討論会で頒布できる文書図画については、それが選挙運動にわたらない限り、特段の制限はなく、また公開討論会の開催の周知広報についても同様である。

一方、合同個人演説会は、選挙運動のために行われる個人演説会を候補者が合同で開催するものであり、候補者以外の第三者が開催することは、第三者による演説会の開催禁止規定（第一六四条の三）に抵触することとなる。

また、選挙運動期間中に選挙運動のために頒布できる文書図画は限られており（第一四二条）、選挙運動用文書図画と認められなくても候補者の氏名等が記載された文書図画の頒布は脱法行為として禁止されている（第一四六条）。したがって、合同個人演説会で頒布できる文書図画は、個人演説会の会場内で頒布できるものに限られることになる。

合同個人演説会の開催の周知広報については、個人演説会の開催告知の文書は選挙運動

用文書図画とされていることから、公職選挙法で掲示または頒布が認められている文書図画に記載することのほかに、文書図画によってこれを行うことができない。

おわりに

最近、現行の厳しい選挙運動規制を自由化すべきとの意見が各方面から聞かれる。第三者による合同演説会を解禁すべきとの意見もその一つである。一方で、第三者による合同演説会の解禁については、立会演説会の短所の一つとして挙げられた、候補者の選挙運動の自由を制約することになるのではないかといった懸念も耳にする。

いずれにせよ、第三者による合同演説会を解禁するかどうかは選挙運動のあり方に関わる問題である。現在、各党において選挙運動規制の見直しの議論がなされているところであり、その中で十分に議論される必要があると考える。

●プロフィール かさぎ たかのり

選挙部選挙課理事官。生まれ、平成4年4月に自治省入省、地方分権推進委員会事務局、自治省選挙課、内閣官房副長官補（安全保障・危機管理）付などを経て平成17年7月より総務省選挙課。この間、石川県、島根県に勤務。

公開討論会の意義と課題

立教大学助教 逢坂 巖



私と公開討論会

私は、日本政治を、特に政治コミュニケーションの観点から研究をしている。公開討論会（合同個人演説会を含む。特に断りない場合は以下同）とは、六年ほど前に、主催者にインタビューを行ったのをきっかけに、「参与観察」的に関わるようになった。その後、公開討論会の開催・運営のサポートを行っているNGO『リンカーン・フォーラム』の公認コーディネーターとなり、この六年間で一七の公開討論会に携わってきた。

今回は、そのような立場から公開討論会の意義と課題について、考えてみたい。

公開討論会の意義

討論会のお手伝いをさせてもらっていると、主催者の方から「公開討論会では何をどう聞けばいいのでしょうか？」と尋ねられることがしばしばある。その際には「公開討論会は、この町（市、県、国）のリーダーになろうとする人、政治権力を獲得しようとする人

をお呼びして、公開の場で話を聞き、政策や人物を吟味する場です。主役は、あなたがた主催者なので、自分たちで関心があること、聞いてみたいことを、主催者として、堂々とストレートにぶつけてみましょう」とお答えすることになっている。そうすると皆さん安心したような顔をされ、そこから活発な議論が始まることが多い。

インターネットの発達した現在、政治をめぐる情報は溢れているが、選挙に際して有権者の知りたいことが十分に流通しているとは言いがたい。地上波テレビは政策ではなくイメージを伝えがちで、新聞も玄人的で「普通の有権者の「素朴な」疑問に答えてくれない場合が多い。なによりも、都道府県を単位として発達してきた日本のマスコミにおいては、市町村といった基礎的自治体レベルの政治情報は少なく、それは選挙時においても同様である。

その点で、公開討論会は、有権者自らが「主権者として作り上げる民主主義のためのメディア」であり、第一の意義としては、自

●プロフィール おうさか いわお

東京大学大学院法学政治学研究科助手を経て、現在、立教大学社会学部メディア社会学科助教。専攻は「政治とメディア」「政治コミュニケーション」等。公開討論会支援NGO「リンカーン・フォーラム」公認コーディネーター。著書に『テレビ政治』（共著、朝日選書、平成18年）がある。ホームページ <http://www.010.upp.so-net.ne.jp/iwao-osk/> に公開討論会のシナリオなどをアップしている。

身の投票の判断のために必要な材料を自ら獲得することにあるといえる。その際、公開の討論会を作り上げていく過程を通して、市民は、自分たちが抱えている様々な政治課題を学習することになるが、この点も公開討論会の意義として強調していいだろう。

一方、候補者たちからは、「堂々と政策を述べることができ、すっきりした」とか「まともな議論がやっとできた」との話を聞くことが少なくない。戸別訪問が禁止され、後援会を中心としてきた日本の選挙では、政治全体を考えたとき、それを議論しアピールする場が少なかったが、以上の感想は、実はそのような「個別利益」対応型の選挙の枷に、候補者自身もとらわれていたことを示唆する。

公開討論会は、候補者たちをその枷から解放し、堂々とした議論へと誘う場であり、「陳情」ではなく「説得」を、「イメージ」や「利」ではなく「理」を、日本の選挙に加え

※二〇〇六年九月発行の本誌一九〇号に掲載されている、リンカーン・フォーラム事務局長 内田 豊さんの寄稿を併せてお読みください。

公開討論会開催回数

(2008年12月31日現在 リンカーン・フォーラム調べ)

	衆議院選	参議院選	知事選	市区町村長選	地方議会議員選	計	
1996	1		0	1	0	2	
1997	1		1	6	0	8	
1998		23	5	8	0	36	参議院選
1999			3	51	38	92	統一地方選
2000	150	1	4	25	2	182	総選挙
2001		45	10	51	26	132	参議院選
2002	4	2	2	49	2	59	
2003	105		13	82	70	270	統一地方選、総選挙
2004		31	4	39	4	78	参議院選
2005	93		12	102	38	245	総選挙
2006	5		10	95	11	121	
2007		42	15	108	68	233	統一地方選、参議院選
2008	3		5	69	6	83	
計	362	144	84	686	265	1541	

公開討論会の展開と可能性

このような意義を有する公開討論会は、体系的には、戦後、公職選挙法上の制度として公営で行われてきた立会演説会の復活という

つつあるといえるだろう。オープンな議論は、政策と候補者自身を鍛え、当選者の正統性とリーダーシップを補強することにもなる。これらも、公開討論会の意義として重要な点である。

側面を有する。立会演説会とは、候補者が一堂に会して演説を行うものだが、公営ゆえの「窮屈さ」(順番に演説を行うだけ)に加え、各候補者による動員合戦やヤジ合戦が横行する中で「形骸化」の声が高まり、一九八三(昭和五八)年の同法改正により廃止となる。この結果、国民は直接に生で候補者の政策や人物を見比べる機会を失うことになったが、このような状況に対して、一九九〇年代中頃から、学生や市民による公開討論会開催の動きが起ってくる。この時期は、自民党の下野や新進党の誕生等、従来の政党政治の枠が大きく動揺しており、その中で、市民は候補者や政策を自らの耳目で確かめようとしていたといえる。

とはいえ、表に見られるように、九〇年代中は、関係者の理解が得られず、開催には大きな苦労が伴ったが、二〇〇〇年代に入るころから状況が変化し、〇〇年から〇八年までの九年間で一四〇〇回以上の討論会が開催された。最近では、地方選挙、特に首長選挙での討論会が活性化するとともに、内容的にも、政策を順番に尋ねる一問一答方式に加えて、自由討論やマニフェスト検証など、多様化ははかれている。

開催自体が大きな課題であった初期から比べると、その内容の充実と深化が希求される時期に入っているといえるだろう。

なお、近年は、同一選挙において複数回の

討論会が開催されることも多いが、その繰り返される討論会の壇上で、互いの議論をうけて、候補者たちが無理な公約や争点を修正することも見られるようになってきている。討論会を舞台に政策や争点が深化しはじめてもいるのであり、公開討論会の新しい可能性として注目されるだろう。

また、最近では、地元紙や地方テレビ局のみならず、ケーブルテレビやインターネット新聞などとの連携も盛んになり、直接会場に行けなかった有権者も討論の様子を見ることが可能になりつつある。一方、意見や質問募集といった「入力」の面においてもインターネットを介した交流は高まっており、前述の点と合わせると、有権者と候補者のより双方向的な選挙が可能になりつつあるように感じられる。



公開討論会の課題

以上、公開討論会の意義と展開、可能性について概観したが、今後の発展のために克服すべき課題は多い。最大の課題は、公開討論会が、まだまだマイナーであり、その力が十分に活用されていない点にある。確かに、この一〇年、開催数は増えたものの、選挙全体の数から見ると、とても少ない。近年は（経済的な余裕のなさから）一般市民や学生による開催も減少している。今後は、内容面における一層の工夫を行いながら、ノウハウの共有等を通じて、多様な有権者に自分たちの道具としての公開討論会を広め、開催を励ましていくことも必要となるだろう。

私が関わり出したこの六年の間だけでも、地方の選挙での争点が、「治安」から「人口減少」に変わる等、政策課題は深刻化している。夕張市の例を引くまでもなく、また地方政治に限ることなく、これからの政治は、誰がリーダーにつき、どのような政策を優先するのかによって、その将来が大きく変化するものと予想される。その際、人物と政策を吟味し、有権者と候補者をととも鍛える公開討論会の役割は、ますます大きくなるだろう。「しがらみ」と「イメージ」を超えた、責任ある選択々まともな選挙を行うために、公開討論会の一層の発展が期待される。

日本青年会議所の取り組み

(社) 日本青年会議所会頭 **安里 繁信**



国民が政治や行政を「身近なもの」として捉える機会

私たち青年会議所は、「修練」「奉仕」「友情」を信条に、「明るい豊かな社会」の実現を目指し、地域と協働して社会の発展に貢献することを目的とした団体で、二〇歳から四〇歳までの会員が全国で活動を行っている。

「明るい豊かな社会」の実現を目指す上で、政治と行政の変革は避けて通ることができない。一〇〇年に一度の経済危機といわれる現在、日本は大きな時代の転換期を迎え、景気・雇用対策をはじめ、社会福祉制度や医療制度の見直し、地球温暖化等の環境問題など、様々な問題を抱えている。その中でわれわれは、これらの問題を解決するために、より透明性の高い政治を求めて動き出している。

しかしその一方で、国民にとって政治や行政は関わりが薄く縁遠いものであることも否めず、長年の政治腐敗や最近の官僚の不祥事などにより、政治や行政に対する不信感が高まり、国民の政治に対する無関心に拍車をか

●プロフィール あさとしげのぶ

社団法人日本青年会議所2009年度会頭。昭和44年生まれ、沖縄県浦添市出身。「シンパホールディングス」代表、積極的経営で、年商300億円まで急成長させた。平成6年那覇JC入会、12年同JC理事長。

けていることも事実である。これは最近の投票率を見ても一目瞭然であり、政治離れは深刻である。

このような現状を引き起こしている原因の一つは、政治や行政そのものの分かりにくさもあるが、国民が政治や行政を「身近なもの」として捉えることのできる機会が極端に少ないことに起因しているのではないだろうか。

この現状を変革し、日本の未来をすばらしいものにしていくためには、国民一人ひとりが人任せの考えから脱皮し、主体的に政治や行政に参画することが重要であると考える。政治や行政に参画するというと難しく聞こえるかもしれないが、自分たちの住む国や地域の未来を真剣に考え選択すること、と置き換

えれば分かりやすいかもしれない。
その第一歩として「公開討論会」を掲げ、広く国民が政策を聞く機会を創出するため、平成一五年からその開催を全国各地の七〇九の青年会議所とともに推進している。

全国の青年会議所が主催または共催した公開討論会（合同個人演説会を含む）の近年の実績としては、参院選の行われた平成一九九年は把握しているだけで全国七〇カ所だった。衆院選が行われる本年は、全国三〇〇小選挙区での国政公開討論会の開催を目指している。

公開討論会の開催においては、政治的に中立な立場の主催者が、公正なルールのもと、公平な発言の機会を与えるということに尽きると考える。これを順守すれば、公開討論会の実施に関する諸問題はクリアできる。

事業検証のため、アンケートを実施したので結果を紹介したい。

公開討論会の調査アンケート

- ・実施日…二〇〇七年七月～八月
- ・対象…公開討論会を開催した全国の青年会議所および日本青年会議所ブロック協議会
- ・回答数…五五件

まず、「何の選挙で公開討論会を行ったのか」という設問に対しては、五三％が市区町

村長選挙で開催と答え、半数以上を占めている。知事選挙の十二％とあわせて六五％が首長選挙で行われており、地域のリーダーを決める選挙で積極的に公開討論会を開催している結果が表れている。

第二に、「公開討論会での争点は何か」という設問に対しては、「行政に関して」が二二％、「福祉について」が二二％、「地域の産業について」が二〇％と、地域に密着したテーマで討論が行われている様子がうかがえる。

第三に、「公開討論会開催にあたって最大の問題・障害は何か」との設問に対しては、動員と答える主催者が半数あり、内容としては、有権者の選挙に対する興味や意識が低く、公開討論会への参加を呼びかけても、なかなか参加率が上がらないことや、政治活動として受け取られてしまい、理解されにくいという現状があるようだ。

第四に、来場者の年齢層は、六〇・七〇歳代が五一％、四〇・五〇歳代が四〇％に対し、二〇・三〇歳代は五％と、顕著な差が表れており、若者層の関心の低さが際立つ結果となった。

第五に、「公開討論会を終えて周囲の反応は」という設問には、公開討論会の開催後には、参加した候補者、有権者、共催・後援団体、報道機関、街の反応は非常に良く、今後の開催に期待がもてるという回答をいただいた。

最後に、「公開討論会の開催が投票率に影響があったと思うか」との設問に対しては、

公開討論会を開催したことにより「投票率が上がった」との回答と、「影響なし」と回答する主催者が、それぞれ約半数を占めた。これは、もともと政治に関心のある人が公開討論会に足を運んでいるということ、関心の低い人たちには声が届いていないことの表れだと受け止めることができる。

これらのアンケート結果から分かることは、政策を聞いて候補者を選ぶことができる公開討論会という場を、より広く有権者に周知することである。特に若者層への告知には力を入れていかなければいけない。また、今後の開催に向けノウハウの蓄積を行い、より内容の濃い公開討論会開催に向けて、主催者側も努力を重ねていかなければならない。

衆議院選挙へのアクションプラン —— チャレンジ三〇〇

青年会議所では、間近に迫った第四五回総選挙に向け、「チャレンジ三〇〇」と題し、現在活動を行っている。「チャレンジ三〇〇」とは、各団体と連携をとりながら全国三〇〇の小選挙区において「マニフェスト型公開討論会」の開催を目指すアクションプランである。

本来、国民の政治参画の重要性を考えると、地元小選挙区を代表する候補者の政治思想や信条、政治スタンスを正しく理解した上で、投票という名の選択を行うべきである。国民一人ひとりが自らの責任において、どの政党、

また誰に自分の政治意思を付託し、どのような社会を実現することがよいか、真剣に考える機会を設けることは非常に重要であると考ええる。

第四五回総選挙は、まさに政党、候補者のクオリティ、そして何よりもわれわれ国民の質が問われ、国のあるべき方向を左右する重大な選挙である。だからこそ、選択を行う有権者として、また責任世代でもある青年会議所が、全国三〇〇の小選挙区において広く政策を聞く機会を提供し、政治に対する関心や政治への参画意識を啓発し、われわれの世代を含めた国民全体が責任を持って国づくりに参画していく機運を高めて行きたいと考える。

また本年は、青年会議所だけでなく、早稲田大学マニフェスト研究所や日本インターネット新聞(JANJAN)ともタイアップし、インターネット上で全国の立候補者予定者の政策や考え方などを動画で配信する活動も行う。それにより、有権者がいつでも、どこでも、インターネット環境さえあれば、候補者の考えや政策を知ることが可能となるのだ。

結び

公開討論会自体の認知度が高まるにつれ、開催件数は年々増加傾向にあるが、何よりも忘れてはならないのが、国民一人ひとりが責任を持って自分たちの住む国や地域の未来を真剣に考え、選択したのであれば、それを検証

し、より良い方向へと改善を進めていくことに、国民も責任を持って参画しなければならぬということである。今後は、国民が主体的・自発的にこのような活動に取り組んでいく

よう、意識を醸成していくことが重要である。われわれ青年会議所も、真に国民主権の確立された社会の実現を目指し、今後も精力的に活動を展開していく。

町民有志で公開討論会を開催

熊本県御船町



ローカル・マニフェスト推進ネットワーク九州・代表 神吉 信之

マニフェスト型公開討論会の開催趣旨と経緯

今から二年前、統一地方選挙の年の平成一九年四月一四日、熊本県御船町(人口一万八千人)でマニフェスト型討論会が町民有志によって開かれた。「地縁、血縁重視の選挙からの脱却をはかり、政策本位の選挙へ」との思いからだ。中心となったのは、隣接する甲佐町との合併についての可否を問う住民投票へ向け署名を集めた町民有志だった。

町民たちは、この思いを実現するために、どのような手段を採ったらよいか分からなかったため、熊本日日新聞の御船町担当記者に相談したところ、「マニフェストを使った公開討論会という手が考えられる」とのことであった。そこで、熊本市長選、八代市長選

●プロフィール かんき のぶゆき

ジャーナリスト。昭和32年生まれ。平成17年に北川正恭氏らとともにローカル・マニフェスト推進ネットワークを結成。九州を中心に、地方選挙のマニフェスト型公開討論会等のコーディネーターや行政職員等へのマニフェスト研修の講師等を務める。平成20年度から御船町とマニフェスト型行政経営のアドバイザー契約を結ぶ。

などでコーディネーターを務めた筆者が紹介されることとなった。

「ローカル・マニフェストって何？」

この年からマニフェスト(政策目標を具体的に示した公約)のピラが首長選でも配布できるようになっていたが、多くの町民がローカル・マニフェストを知らないということだったので、討論会開催の三カ月前、手始めに



公開討論会開催の手順

「御船町の明日を考えるローカル・マニフェスト強化会からスタートした。私が会場に到着すると、老若男女合わせて五六人もの町民が待ち受けていた。「選挙を契機に町政を住民本位に変えたい」という思いで集まった町民たちだった。

御船町より先行していた合志市長選公開討論会の実行委員にもアドバイスをもらい、まず体制づくりから取りかかった。討論会を成立させるための重要なポイントの一つに、「実行委員長を誰にするのか」がある。中立公平な立場であることはもちろんのこと、立候補予定者が納得できるような人物でなければならぬ。そういう意味で、町の長老的な存在である嘱託員会会長の田中外至氏に就任いただいた。

スト型討論会二〇〇七」は、次のような手順で開催された。

- ①平成一九年一月、町民有志のためにローカル・マニフェストの勉強会を開催し、合同事前説明会用のマニフェストの統一フォーマットなどの資料作成を行った。同月、実行委員会（「御船町の明日を考える会」）を立ち上げ、討論会の名称の決定などを行った。
- ②運営資金は、すべて委員からのカンパによった。
- ③立候補予定者を一同に集めて、討論会の趣旨、開催要項、マニフェストの作成・提出方法等を説明する「合同事前説明会」を開催した。また、当日の席順と公開討論会のポスターやチラシの掲載順をくじ引きで決定した。
- ④手作りのポスター、チラシを作成し、配布した。
- ⑤町役場、商工会議所や農協等諸団体からのヒアリング、町の総合計画、財政状況等をチェックするなどの町政勉強会を開催した。
- ⑥当日の議論で活用するため、町の課題について事前に町民アンケートを行った。
- ⑦立候補予定者のマニフェスト作成のためのアドバイスをを行った（担当は、ローカル・マニフェスト推進ネットワーク）。
- ⑧立候補予定者から最終のマニフェストが提出されたら、討論会での議論のために論点整理を行い、フォーマットに沿ってパワーポイントで資料を作成した。

討論の流れ

討論は、まず立候補予定者に、今の町政に対する現状認識を述べてもらい、次に町民アンケートの結果を発表し、それを参考に、御船町の将来ビジョンや特色ある町づくりについての考えを聞いた。

そして、次の施策の中で、一年以内および任期中に取り組む重要施策を、それぞれ三つずつ挙げてもらい、その理由などを述べてもらった。①市町村合併の可否、②行財政改革への取り組み、③シンボルロード整備、④給食センター建設、⑤基幹産業の育成、⑥農業振興策、⑦山間地域の生活基盤整備等。

公開討論会運営ルール

次のルールの厳守を、立候補予定者や聴衆にお願いした。

〈討論会ルール〉

- ・討論会当日の席順・発言順は合同説明会の抽選どおりとし、発言は順繰りとし、発言回数は全員同数とした。
- ・一回の発言時間を決め、終了六〇・三〇・

一〇秒前にタイムボードで知らせ、終了時にはゴングを鳴らした。制限時間経過の際は、発言途中でも打ち切ることにした。

・会場敷地内での事前運動(ポスター・チラシ配布、後援会募集等)を禁止した。

〔場内ルール——禁止事項〕

聴衆の会場内での以下の行為を禁止し、ルールを守らない場合は退室措置をとった。

・客席からの意見や質問、声援・誹謗中傷。

・特定の立候補予定者のイメージをアピールする服装・物品の着用、使用。

・司会者やコーディネーターが促したとき以外の拍手。

・主催者が許可した場合以外のホール内での写真・ビデオ等の撮影・録音。

〔公職選挙法に関する注意事項〕

公職選挙法に違反する次のような発言例を示し、注意を促した。

「来るべき御船町長選挙においては…」

「御船町の四年間を決める大事な日…」

「私が町長になった…」 「立候補いたしました…」 「私が一番適任です…」 等

苦心したひと

一番大変だったのは、三人の立候補予定者がいたが、その中の一人が参加に難色を示したため、事前説明会には二人しか出席しなかったことであった。選挙事務所まで出向き説得にあたったが、なかなか良い返事がもらえ

なかった。幸いなことに、町民主体での取り組みがマスコミの関心事となり、新聞紙面で大きく取り上げられることよって、最終的には参加してもらうこととなった。

また、既存の団体が主催するのは異なり、勝手連的に集まった町民有志が主催したため、「立候補予定者全員が参加しないのに開催するのか」「アンケートを行うか行わないか」などについて、意見がまとまり難いことがしばしばあった。そういう意味でも、町の長老的な存在である田中会長の存在は大きかった。

成果

集まった町民は八三〇人。五〇〇人収容のカルチャーセンターは満席。ロビー、モニタールームも町民で溢れかえった。当日の来場

者アンケート(回答者数四五七人)結果でも、

「大変良かった」五〇・九%、「良かった」三五・七%と、大多数の来場者が討論会に満足を表明した。「本日の公開討論会を聞いてあなたの支持に変わりはありませんか?」との問いに、「再考したい」十一・八%、「考えが変わった」七・一%と約二割の来場者が答えたことから、討論会の選挙への影響は決して小さくないと思われる。

来場者の主な声として、「御船は飲ませ食わせの田舎選挙をしていた。マニフェストの導入は画期的」という賛意の言葉と、「数字で裏づけられたマニフェストで確かな町政を」と、今後の町政に期待感をにじませた声が多かった。公開討論会から始まった住民本意の町政は、今全国から熱い視線が注がれている。

明推協活動と 公開討論会等の可能性



東北大学大学院准教授 河村 和徳

金沢青年会議所から強く依頼され公開討論会の司会を初めてしたのは、平成一五年の衆議院選挙の時であった。当時、金沢大学法学部助教であった私は、「金沢のような保守的なところで公開討論会をやって大丈夫だろ

うか」という不安があった。この頃は、「公開討論会の開催には何らかの政治的な意図がある」と思っている候補者や有権者が少なく、とりわけ地方では公開討論会を積極的に開こうという雰囲気はなかった。青年会議所

が積極的に活動し、ローカル・マニフェスト運動と連動する形で全国に幅広く浸透するまでは、「公開討論会は特定の勢力が票集めをするために企画している」といううがった見方が主流だったように思われる。

それから五年以上を経、多くの関係者の努力によって公開討論会は「市民権」を得つつある。地方であっても市町村長レベルの公開討論会が行われるようになってきているし、全国各地で繰り返し実施されることによって、立候補予定者側の心中にも「公開討論会に参加しない」という意識が芽生えつつある。また公開討論会の聴衆の評判もすこぶる良好のようである。

ただ、公開討論会は制度的な隙間を縫って行われているし、明るい選挙推進協議会の活動とどのようなコラボレーションがあるのかという議論は十分とはいえない。ここでは、公開討論会の意義と明推協活動との関わりについて少し考えてみたい。

公開討論会の意義

公開討論会の持つ主な効果として、次の二つをあげることができる。

一つは、有権者が政治家の公約を比較しやすくなるという効果である。候補者が選挙カーに乗って名前を連呼する風景は、全国のあちらこちらで見ることができるとは、しかし、これでは候補者の名前は覚えることができても、

候補者がどのような公約を掲げているのかわかりにくい。また候補者はしばしば自分の得意な分野ばかり語る傾向がある。そのため、候補者同士の政策の比較をしようにも、比較できない場合がしばしば起こる。候補者が一堂に会し、特定の争点について自分の意見を表明しあう公開討論会は、有権者が候補者の公約を比較することを容易にするということに有意義である。また、討論会の場では候補者の弁舌能力を比較することもでき、候補者の説明責任能力を確認することもできる。

もう一つは、選挙の関心を高める効果である。公開討論会はその地域イベントと見ることもでき、やり方次第では、選挙の関心が薄い有権者（特にニュータウンの住民）を選挙に呼び込む可能性が高い。多くの地方選挙では新住民は蚊帳の外であり、それが都市の投票率の低さにつながっている。ある陣営は、公開討論会の参加に消極的である理由を「公開討論会をやられると、寝た子（新住民）が起きるので困る」と述べていた。この発言は地域の組織票に頼る陣営にとって公開討論会が一つの脅威であることを示しており、投票率をあげる一つの方策として公開討論会が有望であることも示している。

公開討論会の課題

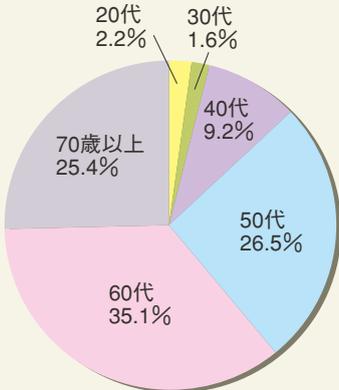
既に述べたように、現在の公開討論会は制度の隙間を縫って行われている。そのため、

さまざまな問題を抱えており、課題も少なくない。私の経験からいえば、とりわけ重要な課題と思われるのは、「実施主体やコーディネーターの中立性」である。

政治的な中立性について、例えば、宮城県下で実際にあった事例を紹介したい。仙台周辺のある市で市長選挙が行われることになったので、青年会議所が公開討論会の実施を企画し、立候補予定者の陣営に参加を呼びかけた。しかし、ある陣営から、「市長選挙に青年会議所OBが立候補しているので公開討論会には参加しない」と参加を拒否された。青年会議所はその陣営を説得し続けたが、最終的には立候補予定者が揃わないということになり、計画されていた公開討論会は中止せざるを得なくなった。

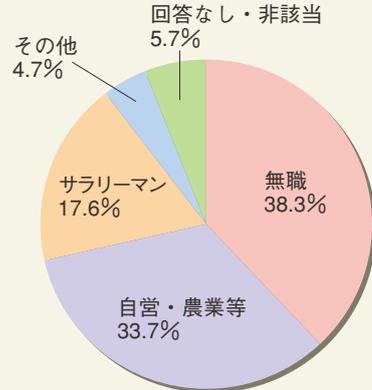
地方の市町村長選挙では、青年会議所OBが有力候補者として立候補する場合が少なくない。そのため、青年会議所がいくら政治的に中立であることを訴えても、「OBを当選しやすくするためにやっている」とうがった見方をする陣営は少なくない。このことは、青年会議所が公開討論会を実施する際の「泣きどころ」である。私がコーディネーターに呼ばれるようになったのも、「公開討論会の中立性に配慮した結果、（地元の）国立大学で選挙を専門にしている先生をコーディネーターに呼び、進行は先生にお任せすることにしています」と、青年会議所が公開討論会参加に

図2 公開討論会聴衆の年代構成
(大崎市長選挙の場合)



(出所) 図1に同じ

図1 公開討論会聴衆の職業
(大崎市長選挙の場合)



(出所) 宮城県大崎市長選挙公開討論会で筆者が行った調査結果から

公開討論会と明推協活動との コラボレーションの可能性

難色を示す陣営を説得するために他ならない。地方において組織力がある青年会議所は、リンカーン・フォーラムなどと比べ、公開討論会を継続して開催することができる有力組織であることは間違いない。しかし、青年会議所の志にも壁があるのが現状なのである。

公開討論会は、有権者が候補者の人物や政策などを見る目を養う機会であり、有権者の投票参加を促す機会と評価できる。公開討論

会開催の試みは、明推協活動の目標と大いに重なっており、公開討論会と明推協活動には大きな共通項がある。そのため、公開討論会と明推協活動がコラボレーションできる余地は大いにあると私には思われる。では具体的には、どんなことが考えられるのであろうか。

具体的には、明推協委員がコーディネーターを務めることで始まるコラボレーションが考えられる。公開討論会を主催する側からすれば、コーディネーター探しは簡単ではない。コーディネーターは、普段から人前でしゃべることに慣れている者であり、かつ地元の政治状況に明るい者が望ましいし、政治的中立性が担保できるような者であることも期待されている。そうすると、明推協委員を務める大学教授等は、コーディネーターの最有力候補といつていいだろう。また、明推協がコーディネーターを派遣し公開討論会開催に協力しているとすれば、公開討論会への関心も高まるに違いない。さらに、明推協が公開討論会実施の広報に協力することによって、公開討論会の認知度もさらに高まるであろうし、会場周辺で投票参加の働きかけなどを行えば、明推協活動自体への理解も進むように思われる。

任期満了選挙が予想される場合には、「公開討論会」と「明推協が主催する投票率向上を促すイベント」を同時開催にしてみました。いいかもしれない。現在、地方で行われて

いる公開討論会の聴衆の多くは高齢者であり、サラリーマン層の聴衆はきわめて少ないのが現状である(図1および2)。言い換えれば、「おじいちゃんやおばあちゃんが一家の代表として」討論会を聴きにきているのである。公開討論会が行われる時間帯(夕刻から二一時あたり)を、子育て世代が参加しやすい時間帯にすべきである。または、公開討論会を土曜日開催とし、公開討論会に隣接する会場で明推協が同時刻に子ども向けのイベントができれば、「お父さん・お母さんは公開討論会を聞きに行き、子どもは模擬投票などのイベントに参加する」ということも可能になろう。明推協が協力することで、子育て世代が参加しやすい公開討論会をつくることのできるのではないだろうか。

明推協活動と公開討論会のコラボレーションの試みは、公開討論会の定着に大きく寄与するとともに投票率向上への可能性を期待させるものと期待したい。

●プロフィール かわむら かずのり

東北大学大学院情報科学研究科准教授。昭和46年生まれ。慶應義塾大学法学部専任講師(有期)、金沢大学法学部助教授を経て、現職(政治意識論担当)。石川県明るい選挙推進協議会委員など明推協活動に携わる一方、これまで石川県や宮城県で公開討論会のコーディネーターを務めてきた経験を持つ。

欧州議会

欧州連合（EU）には二七カ国が加盟し（二〇〇八年度末）、現在ではアメリカをしのぐ世界最大の単一市場を形成しています。そのEUの議会（欧州議会、一院制）の選挙が、六月四〜七日にかけて行われました。

設立の経緯と権限

EUには、最高意思決定機関で、EUの一般的な政治指針を定める「欧州理事会」（加盟国の政府首脳および欧州委員会委員長で構成）、欧州委員会の提案を受けて立法の採択を行う「閣僚理事会」（加盟国の閣僚で構成）、行政執行機関であり、意思決定の発議権を独占している「欧州委員会」（加盟国から一人ずつ任命される委員で構成。委員は欧州議会が承認。委員長は欧州議会の承認を得て欧州理事会が任命）があります。これらに対して、欧州市民の代表として民主的な機能を担うのが「欧州議会」です。欧州議会の議員は当初、加盟国の国会議員の中から互選され、権限は諮問機関としての意見表明権

など限られたものでした。しかし、一九七九年に加盟国ごとの直接選挙が実施されると、次第にその権限が強化され、現在では、法案発議権はありませんが、閣僚理事会で決定される法案・政策案のほとんどが欧州議会の承認を必要とし、またEU予算や加盟国拡大の承認権を有するなど、欧州議会が関与しない立法は事実上存在しない程になっています。

議長は議員の中から選出され、任期は二年半。そのほか、副議長一四名などが選出されます。

選挙制度

議席は、基本的に加盟国の人口に比例して配分されていますが、それほど厳格なものではなく、小さな加盟国の意見も意思決定に反映される配分となっています。二〇〇九年選挙の定数は七三六で、最大はドイツの九九議席、最少はマルタの五議席でした。

選挙は加盟国ごとに行われます。各加盟国の選挙権を有する者の普通・直接選挙、比例代表制、五年の議員任期などの原則を除けば、選挙区の数や被選挙権の年齢など

は加盟国に任されています。

二〇〇九年選挙の投票率は四三％で、前回（二〇〇四年）の四五％をも下回る過去最低で、関心の低さが問題とされています。その原因の一つに、欧州議会が市民にとって「遠い存在」であることが指摘され、市民との距離をどう縮めるかが大きな課題といえます。

会派

欧州議会には現在七つの会派があり、「欧州人民民主党」（各国の保守政党の連合、中道右派）と「欧州社会党」（各国の社会民主主義政党の連合、中道左派）が二大勢力です。その他に、各国の自由主義政党、緑の党、左派政党などがそれぞれ統一会派を組んでいます。

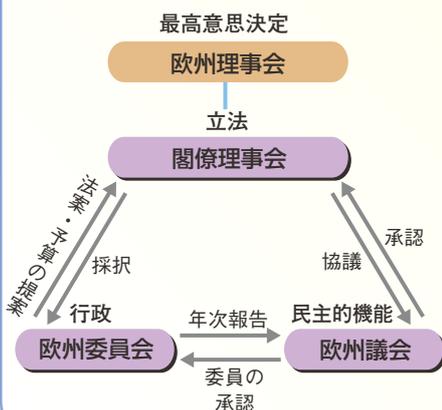
二〇〇九年選挙では、欧州人民民主党が二六七議席を獲得して第一党を維持したのに対して、欧州社会党は一五九と議席を大きく減らしました。一方、イギリスやオランダなどで極右政党の伸張が目立ちました。それらの背景には、移民流入に対する市民の反発や、経済危機に伴う閉塞感が右派陣営に有利に働いたと指摘されています。

組織・運営

欧州議会には三つ所在地があり、ストラスブール（フランス）では本会議（通常四日間の会期で、年十二回）が開かれ、ブリュッセル（ベルギー）では委員会と追加的な本会議（通常二日間で年六回）が開かれ、ルクセンブルク（ルクセンブルク大公国）には事務局が置かれています。

本会議では、各委員会で討議された指令案や規則案に関する報告書の審議や、EU域内や国際情勢に関する問題を討議し、決議や勧告などを採択します。定足数は議員総数の三分の一以上、決議は出席議員の過半数による多数決ですが、事案によっては議員総数の過半数を要するものもあります。

EU機関の構造



青少年に民主主義を伝える スウェーデンの若者政策

放送大学教授 宮本 みち子

二〇〇一年に欧州委員会は「若者に関する白書」を出しています。そこでは若者政策の主要な目的を、「若者の社会参画とシテイズンシップの確立」と掲げています。この理念

は、八〇年代から九〇年代に、ポスト工業化とグローバル経済化の中で、若者が抱えるようになった特有の困難への洞察から生まれたものでした。若者が一人前になるための社会的枠組みが変容する中で、若者の社会への参画を積極的に推進することが必要だと認識されるようになったのです。

このような、若者の社会参画とシテイズンシップ政策の先進国は、なんとといってもスウェーデンを含めた北欧諸国でした。

シテイズンシップ政策の展開と 取り組み

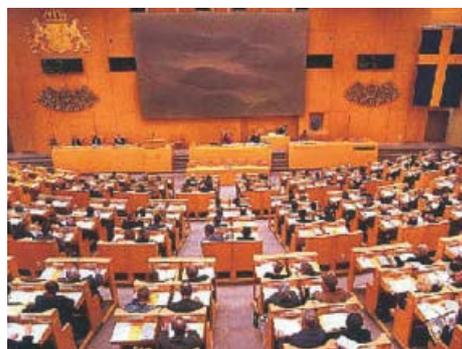
一九八五年の国連世界青年年も、北欧諸国の影響が強かったといわれます。スウェーデ

ン、デンマーク、ノルウェー、フィンランドは、若者政策に関して共通性が見られ、イギリスや大陸ヨーロッパより一歩先を行っているという感じがします。

スウェーデンが現在の若者政策へ転換したのは一九七〇年代のオイルショック以降で、そこから新しい時代の若者政策の確立に向けた歩みが始まったといわれます。青少年を意思決定へ参画させようという政策は、一九八五年の国連世界青年年に登場し、一九八九年に子どもの権利条約の国連採択で定式化し、一九九〇年代後半に入ると具体化の段階を迎えました。大人になる過程での主要な目標は、「自立すること」と明確に認識されるようになったのです。

若者の政治離れ・組織離れ

スウェーデンは、もともと個人の自立が重視される社会であり、若者が自立していく社



スウェーデンの国会議事堂内部

会環境がよく整っていると思います。そのうえ、九〇年代に登場するスウェーデンの新しい若者政策は、「若者の自立」を促進するという目標をより明確に掲げています。しかし、その背景には青少年・若者に対する危機意識があったのです。

一九七〇年代後半以降、若者の組織離れ、政治離れが進みました。他の先進諸国と同じように、若者は序列的でフォーマルな組織を嫌うようになり、また思想的・政治的問題や社会的なことに関わるより、自分のことに関わっていることを好む傾向が見られるようになりました。そのため、従来の若者観に立って若者を統合することが困難になったのです。

また、青少年を対象とする各種のプログラムの力点は変化せざるを得なくなります。若者が大人の世界へとスムーズに入っていくよう助けたり、余暇活動の幅や可能性を広げ、社会における影響力を高めるよう支援すると

ともに、異世代と共生していくことを支援する方向へと転換したのです。

一九九〇年代に入ると、若者には新たな特徴が見られるようになります。それは次の八点にまとめられています。

①教育期間が長くなり、成人期に達するまでの期間が長期化している。

②教育への要求が一層高まっている。

③労働市場が流動化する中で、学校から仕事への移行が長期化している。

④市場経済の悪化にもなつて雇用・所得の面でも悪化が見られる。

⑤心の悩みを持つ若者が増えて、メンタルヘルスが悪化している。

⑥政治に参加する若者が減少している。

⑦若者集団内部の社会的格差が拡大している。

⑧家族を形成する時期が遅くなり、晩産化と出生率の低下が進んでいる。

これらの特徴は、若者が成人期へと移行する際に抱える問題として集約することができません。それらに対処するには全体論的（ホリスティック）アプローチを必要としました。

スウェーデンにおける若者政策の確立

一九八六年、若者の中から青年大臣が任命され、若者に関連する諸問題に対する特別の責任を与えられました。一九八九年、全国青

年委員会は若者の参加と影響力を高めるためにはどうしたらよいかを検討する任務を負いました。この会議が提出した最終報告書は、若者の意思決定への参加を進め、社会に対する影響力を高めるためにあらゆる領域でやるべき膨大な提案をしています。なかでも重要な課題として、次の三点を指摘しています。

一つ目は、さまざまな政策上の意思決定をするにあたって若者の意向を反映させるために、若者が政策の策定にもっと容易にアクセスできるような環境を整備すること、若者が理解しやすいように政策をもっと明確に示すことでした。二つ目は、政策上の意思決定を若者にとつて身近な地域レベルで行うことが、若者の意思決定への参画には重要であるという点でした。三つ目は、人々が社会について考え行動するには、細分化されたセクターをやめることが必要であり、ものごとを総合的視野で考えるために、意思決定の分権化を進めることが必要だという点でした。

その後、一九九四年に第一次若者政策法が成立し、それにもなつて国立青少年庁が設置されました。さらに一九九八年に第二次若者政策法が成立し、一九九九年にはユースレポートが公表されました。このユースレポートには、三つの大目標が掲げられています。第一の目標は若者の自立を実現すること、青年期の到達目標とされています。第二の目標は、現在および将来において若者がメンバ

ーとして社会に参画することで、具体的には、若者が発言する機会を持ち、決定に参画できるようになる（影響力を持つ）ことで、これが社会の目標として定められています。若者が社会に参画するとは、若者が社会に適応するということではありません。影響を与えるチャンスもない、名ばかりの参加であつてはならないと指摘されているのです。第三の目標は、若者の参加、創造性、批判的思考力を社会は資源として生かすことです。

この時期、余暇・文化への予算は大幅にカットされてきましたが、若者の活動費用に関しては、成人の活動費用を犠牲にしても守ろうとしてきました。このようにして、一九九〇年代の半ば以後の若者政策においては、これまでにも増して「民主主義」の実現と、若者の「影響力」に焦点が当てられるようになったのです。それ以前の青少年プログラムとの大きな違いはこの点にありました。

国の青年政策と連動しながら、地方自治体

は独自の青年政策を策定し、実際に向けて動いてきました。そこで、今回はコミュニケーションの取り組みを見ていきます。



スウェーデン青少年庁での取材

時の話題

消費者庁の発足

悪質商法に偽装表示、製品などをめぐる事件・事故……。消費者の安全や安心を脅かす問題に一元的に取り組むための消費者庁が九月にも発足する。消費者行政の司令塔となる消費者庁だが、「縦割り行政」の打破ができるか、今後のかじ取りが課題になる。

目指すは縦割りの打破

消費者政策全般は内閣府。しかし製品の欠陥は経済産業省、食品の偽装表示は農林水産省、自動車の欠陥は国土交通省、食品の安全確保は厚生労働省……。まさに日本の消費者行政は「縦割りの見本」だ。

この縦割り行政の打破を目指すのが消費者庁で、まったく新しい官庁ができるのは、現在の環境省の前身である「環境庁」が昭和四六年に発足して以来となる。

消費者庁のきっかけとなったのは平成一九年十二月に発覚した中国産冷凍ギョーザの中毒事件。この事件は同年十二月二十八日に千葉県と兵庫県で、三家族一〇人が嘔吐などの症状となったものだが、その情報は社会に伝え

られることなく、二〇〇一年一月三〇日になって、ようやく千葉、兵庫両県警がメタミドホスの検出を公表、事件が明るみになった。

保健所や自治体などからの厚労省への連絡が不十分で、最初の被害が発生してから一カ月の間、同じ製品で同様な被害が起きていることを把握できない状況となり、製品の回収が遅れ、被害の拡大を招いたことになる。

また、その後起こったいわゆる汚染米の問題でも、内部告発を受けていた農水省が不正を見抜けなかっただけでなく、立ち入り調査の日程を事前に業者に連絡するなど、業界との癒着体質が明らかになった。

このように日本の消費者行政は、消費者基本法に基づく消費者基本計画で「消費者の安全・安心の確保は、消費者利益の擁護・増進のために国が講ずべき最も基本的な施策であり、今後一層充実・強化を図る」としているにもかかわらず、産業保護の優先や関係機関の縦割り、情報の秘匿などによって消費者重視とはいえないのが実態だ。

報告義務、すき間防止へ

では、消費者庁の誕生で、消費者行政はどのように変わるのか。消費者庁は、内閣府の外局となり、同時に内閣府には消費者委員会も設置される。消費者庁の役割は、①情報の一元化と調査・分析、②各省庁への勧告、③新法の企画立案、④消費者に身近な法律の所

管などとなる。

一方、消費者委員会は独立して職権を行う組織で、①重要事項の建議、②関係行政機関に対する資料要求、③首相への勧告・報告要求などを役割としている。委員会自らが、悪質な商法や製品事故などの具体的被害について、関係閣僚に報告や資料の提出を求めることができ、首相に対して、事業者の処分や製品の回収を勧告する権限を与えた。

では、実際の役割はどうか。例えば、消費者が冷凍食品を食べて吐き気がした場合、まず地元自治体の消費生活センターや保健所に相談するのは従来と同じ。これまでと大きく異なるのは、相談を受けたセンターなどに消費者庁への情報提供が義務づけられることだ。知らせを受けた消費者庁は、被害拡大の恐れがあると判断すれば直ちに国民に注意喚起しなければならず、厚労省に対してはメーカーや販売業者に食品を回収させるなどの対応を促す。

また「すき間防止」も役割だ。かつて「人にやくゼリー」による窒息死亡事故が相次いだ。だが、この時に政府の対応が後手に回ったのは、各省の所管に食品の大きさや硬さに関する規制法がなかったためとされている。このような「すき間事案」でも、消費者庁が生命や身体に重大な危険があると判断すれば、首相が企業に回収命令などを出せるようになり、命令違反には罰則が適用される。

さらに、消費者保護のための法律は各省が所管しているが、これを消費者庁との「共管」とする。これまで日本の官僚組織は産業育成、産業保護に力点を置いていた。このため消費者問題専門家などから「産業育成を所管する経産省などは企業に厳しく対応しない恐れがある」などの指摘が出されており、表示、取引、安全、物価・生活の各分野に関連する三〇近い各省所管の法律を消費者庁に移管または共管とする。主務官庁の対応が鈍ければ、首相が迅速な行動を求め行政の「怠慢」を防ぐことになる。

このほか相談態勢の強化も図られ、国が自治体に財政支援し、消費生活センターの窓口や相談員を増やしたり、消費者庁にも全国統一の相談電話番号を設け、二四時間、年中無休で受け付けたりする。

人材確保、情報収集など課題山積

消費者庁関連法案は、昨年九月に国会に提出され、今年三月から審議が始まり、衆院で五八時間、参院で三〇時間にもなる長い審議となった。附帯決議も衆院で二三項目、参院で三四項目という異例の多さだ。消費者団体など、消費者庁創設を長年求めてきた人々の思いがやっと結実した形だ。それだけに、消費者行政が抜本的に転換できるよう今後も様々な課題に取り組み必要がある。

早急に着手しなければならないのが、初代

長官の人選。「役人体質」から切り離した消費者庁にすることができるとか、長官の人選にも絡む。また、消費者庁や地方の人材の確保も課題だ。消費者行政の司令塔となる消費者庁は、各省などから人を移行させ、約二〇〇人の定員でスタートする。これまでの縦割りを打破するためには優秀な人材をどこまで確保できるかが鍵となる。

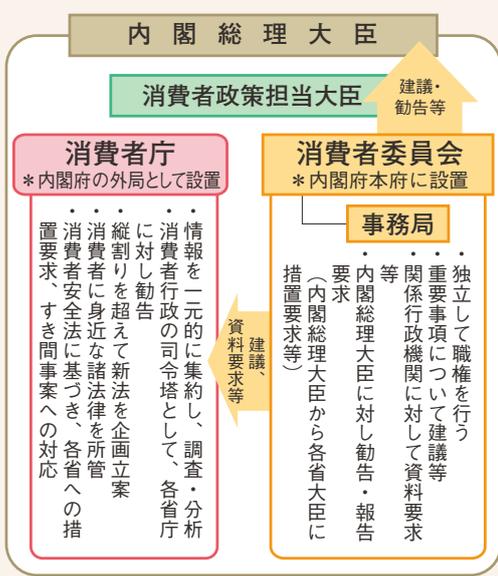
消費者との接点となる地方の窓口強化も不可欠だ。窓口となる消費生活センターは、これまで自治体が運営してきたが、地方財政の悪化で予算は十二年前に比べ約半分。内閣府の調査では、全国の自治体に約二七〇〇人の消費生活相談員の九割超が非正規労働者で、今でも待遇改善を求める声が強まっている。センターは消費者庁が情報を一元的に収集するための重要な役割を担う。政府は今後三年間で現行の「地方消費者行政活性化基金」に百十億円を積み増しして基金の用途を拡大し、相談員の人件費にも充当できるようにし、給与引き上げや人員確保を図る方針だ。

消費者委員会がどこまで機能するかも重要だ。委員はすべて民間から登用されるが、消費者行政に理解を持っていて人材を登用し、積極的に調査審議をし、首相への勧告・建議など与えられた機能を十分に行使しなければ、委員会の存在自体がなくなるだろう。そのためには、事務局の機能強化なども必要となる。

各省との連携も重要だ。定員約二〇〇人の消費者庁に対し、偽装表示をチェックする農水省の「表示Gメン」は全国に約一八〇〇人。農水省内には「足腰はわれわれの方が強い」との声も漏れている。また、ガス、石油器具、電気製品などの企業からの事故報告は消費者庁経由になるため、経産省内には「消費者保護の迅速な対応ができなくなるのではないかと不安視する声も聞かれる。」

また、詐欺商法などによる被害の救済制度創設は将来課題として残った。ただ、国会の附帯決議では「幅広く検討を行うこと」などと盛り込まれており、今後は違反企業に課徴金を支払わせ、被害者に分配する仕組みなども検討されそうだ。

消費者庁の発足は消費者行政転換の第一歩にすぎない。様々な課題を解決しながら、全体が消費者重視の政策に転換をはかる必要がある。



高槻発 選挙啓発 シンポジウム 「そうだ！ 選挙に行こう！」

大阪府高槻市選挙管理委員会

はじめに

高槻市選挙管理委員会（以下「本市選管」と高槻市明るい選挙推進協議会（以下「本市明推協」）は、さる三月三日に若年層啓発事業として選挙啓発シンポジウム「そうだ！選挙に行こう！」を実施しました。若年層への選挙啓発を従来から積極的に進めている先進団体は多いと思いますが、とりわけこれから若年層啓発活動に取り組まれる皆様に少しでも参考になればと考え、開催の趣旨・経緯、その成果や課題について紹介させていただきます。

若年層啓発に取り組みきっかけ

全国的に若者の低投票率が問題となっており、本市選管でも若い世代を対象とした選挙

啓発活動を実施する必要性を感じていました。人口三五万人の高槻市は、大阪と京都の間に位置する中核市で、市内に大学キャンパスを四つ抱えていることもあり、多くの学生が集まる条件は揃っていました。そこで、大学生を中心とする若い世代が気軽に集まり、投票することの大切さを知ってもらえるきっかけになる催しを実施しようと、大学生や高校生、若手の市職員を対象に絞って考えました。

大学生は二〇歳前後の年齢であることから、特に投票の大切さを知ってもらいたいです。高校生を啓発対象と設定したのは、「日本国憲法の改正手続に関する法律」で投票権年齢が一八歳以上とされたことが一つの理由です。二つ目の理由として、選挙に行き一票を投じることが自らの意思を政治に反映させるための有効な手段である、ということをお早い時期に自覚してほしいためです。

また、本市の若手職員を対象としたのは、選挙事務従事者としての養成が必要であることから、普段なじみの薄い選挙について考える機会の設定が必要であると考えたからです。

内容確定までの経緯

(1) 開催時期・内容の検討

開催時期は、成人の日近辺に合わせた平成二十一年一月中旬に設定し、内容は、参加者に投票の大切さについて考えてほしいという思いを込めて、シンポジウム形式で開催するこ



シンポジウム

とにしました。構成は、第一部を基調講演、第二部をパネルディスカッションとしました。

基調講演の講師およびコーディネーターについては、若者の投票行動を研究されている大学教授に依頼をしたいと考え、同志社大学法学部の西澤由隆教授にお引き受けいただくこととなりました。

パネルディスカッションのパネリストとして、PTA、大学生、高校生にお願いしようと考えました。PTAについては、未成年の保護者の視点から若者の投票率の低さについて意見をもらいたいと思いい、高槻市PTA協議会会長に参加いただくこととなりました。大学生については、政治学を学んでいる立場から同志社大学二回生にパネリストをお願いしました。また高校生については、従来から地域交流授業や官学連携教育を推進されている大阪府立三島高等学校の三年生に協力して

もらうことになりました。四人目は、日頃から啓発活動の推進にご尽力いただいている本市明推協会長にお願いすることになりました。

(2) 開催時期・内容の変更

こうして徐々に内容が定まってくついで、高校の担当教諭とも協議を重ねていきましたが、開催時期が一月では大学入試センター試験と重なり、多数の生徒の参加は見込めないということがわかり、三月三日に開催日を変更することになりました。内容面でも、パネリストとして一人の生徒が発言するだけでは生徒全員が参加したものといえず、むしろ生徒たちが勉強した内容を発表する「研究発表」形式の方が生徒たちにとって意義深いものとなるのではないかと、この提言もいただきました。

そこで、高校において授業を実施し、クラスで議論をした内容を研究発表するという方向性が固まりました。

(3) 高校の啓発

シンポジウムでの研究発表については、特定クラスの生徒に限定されるため、生徒全体を対象にした啓発事業を検討していたところ、同高校では生徒会役員選挙が毎年十一月に行われ、投票直前に立会演説会のみ行っているというのを伺いました。

そこで、本市選管として、選挙公報の発行を生徒会に提案しました。本市選管が市議会

議員選挙や市長選挙の選挙公報と同じ形式の原稿用紙を準備し、生徒会役員選挙候補者が原稿を作成し、本市選管がこれを印刷し、各クラスに掲示するというものでした。各クラスには、A2判の「大阪府立三島高等学校生徒会執行部役員選挙公報」が投票日以前に掲示されました。初めての試みでしたが、「候補者の主張を事前にじっくり読んで投票できるようにになった」と好評で、本物の選挙の雰囲気味わっていたただけようです。

一方、常時啓発の一環として平成二〇年十二月十二日に実施した出前授業では、三年生の生徒が少しでも興味を持って選挙について考えられるよう、進め方を工夫しました。冒頭で、「市内のポスター掲示場の設置数は？」といった選挙に関連するクイズを出題し、正解者には啓発グッズを配布しました。途中では、めいすいくんの着ぐるみを登場させるな

出前授業——班ごとの発表



授業を終えてめいすいくんと記念撮影♪

どして、明るく楽しい雰囲気です。授業を展開しました。授業は四五分授業で「こうすればみんな投票に行く!？」というテーマを設定しました。若者が投票に行かない現状に対して有効な解決策となる九つの選択肢を示し、効果や優先度合いを議論しながら順位付けを行うものでした。班に分かれての議論では、高校生ならではのユニークな発想や活発な意見交換がありました。

授業後の感想文には、「二〇歳になったら必ず投票に行こうと思った」「なぜ投票に行かなければならないのかをもっと一人ひとりが理解する必要がある」といった感想が寄せられました。

シンポジウムに向けた広報活動

選挙啓発シンポジウムの開催に向け、次のような広報活動を行いました。

① ホームページの活用

本市選管のホームページ (<http://www.city.takatsukiosaka.jp/db/senkan/senkyo.html>) は、高校への出前授業や成人祭での啓発活動の様子等、シンポジウムに向けた選管の取組み内容をそのつど掲載し、積極的な情報発信に努めました。

② 広報課・ケーブルテレビとの連携

本市の広報紙への記事掲載はもちろんのこと、今回のシンポジウムをケーブルテレビにおける市の広報番組やスポットCMで取り上



げてもらいました。

③ポスター掲示
やチラシの配布
大学直行バス
が運行されている
ことから、通
学時間帯にバス
ターミナルや駅
周辺で乗客にチ

ラシ配布を行うとともに、市内の全大学・高校へポスター掲示を依頼しました。

選挙啓発シンポジウム

「そうだ！選挙に行こう！」

シンポジウム当日は、みぞれが降る悪天候の中、初開催にもかかわらず多数の参加者がありました。

どうすれば若い世代が選挙に行くか

◆9つの提案

- (A) 選挙に行かない人は罰金
- (B) 棄権したら社会奉仕活動に参加
- (C) 選挙ポイントカードの発行
- (D) 10回連続で投票している人は2票行使できる
- (E) 携帯電話・パソコンでの投票の実施
- (F) コンビニでの投票
- (G) 移動投票所
- (H) マスコットキャラクターによる啓発
- (I) 選挙事務の体験学習

※三島高校3年生の研究発表より「9つの提案」

会場入口で、めいすいくんの着ぐるみが参加者を迎えて始まったシンポジウムでした

が、まず第一部の基調講演では「投票参加の天秤モデル」と題して、なぜ人は投票に行くのかを具体的かつ平易に西澤先生から講演していただきました。第二部の冒頭では、高校三年生が出前授業のテーマについてクラスで議論を重ねた結果をパワーポイントを使用して発表しました。高校生の堂々と発表する姿に会場から大きな拍手が送られました。パネルディスカッションでは、高校生による研究発表で紹介された「若者の投票率向上のため九つの提案」をもとに、西澤先生の司会で活発な意見交換が行われました。会場からの質問にも真剣に考えて答えてくれた大学生や、親子で投票所に行くことの重要性を訴えたPTA協議会会長の発言は特に印象的で、参加者の中には熱心にメモを取りながら発言に耳を傾ける姿が見受けられました。

こうして無事に終了したシンポジウムですが、実物の投票箱を設置して回収したアンケートの結果によると、参加者の約三割が二〇歳以下で、大学・高校回りをしてPRに努めたことの効果が少なからずあったと感じました。また「高校生の研究発表はフレッシュで、二〇歳未満の若者でも選挙についてしっかり考えていることに感動しました」といった感想も寄せられ、選挙について考えていただく良いきっかけ作りの場を提供できたものと考え

えています。

これからに向けて

本市の若年層啓発活動は、まだまだ緒に付いたばかりです。若年の参加者について考えてみると、政治学や公共政策を学ぶ大学生や議員事務所でインターンシップ活動を行っている方など、以前から選挙に興味・関心を持っている方が比較的多かったのではないかと感じました。選挙に対して無関心な若者の心に届く啓発活動の模索は、依然として今後の課題であると考えています。

今回、高校三年生が研究発表を行うということで、会場には友人（応援団？）と思われる高校生の姿が見られました。それまで選挙に関心がなかった若者が「友人が発表するから」というきっかけで選挙啓発と接点を持ったこととなります。こういった、シンポジウムの参加者から友人、そしてさらにその周囲の友人へと選挙に対する関心の輪を広げることが、選挙に無関心な若者への啓発方法を考える一つのヒントになるうかと思えます。

最後になりましたが、選挙啓発シンポジウム「そうだ！選挙に行こう！」を開催するにあたりまして、ご協力・ご尽力いただきました関係者の皆様に、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

（このレポートは、高槻市選管・千田直樹氏によるものです。）

メイスイ列島フラッシュ

このコーナーでは全国各地の選挙啓発に関する取り組みをレポートします。

東京都八王子市

一票懸命！ 開票作業のボランティア

八王子市明推協では、七月十二日に投票が行われた東京都議会議員選挙の開票作業に、推進委員が参加しました。「開票作業を体験することで地域の有権者により一層の啓発活動ができる」との推進委員の提案によるもので、八王子



市の開票作業はこれまでシルバー人材センターなどに依頼しており、明るい選挙推進委員が

開票作業に従事するのは、東京都内でも初めての試みです。

五月十九日には、市役所で開催した明推協の定例会議に合わせて開票作業のシミュレーションを実施しました。九人の推進委員が担当したのは、投票箱から出された投票用紙の表裏と天地をそろえる作業で、参加した委員はマスクミの取材に、「思ったよりも簡単でした。本番でも不安なく臨めそうです」と答えていました。

福井県

「大学祭の模擬投票」

福井県の選挙啓発ボランティアグループ「明るい選挙推進青年活動隊CEPT(セプト)」は、五月三〇日、福井大学文京キャンパス大祭にブースを出展して、模擬投票などの啓発活動を行いました。

模擬投票は「福井大学のキャンパスライフ向上大作戦!!」をテーマに、大学内の三つのサークルが、「休み時間に学生のリクエスト音楽を流す」「サークル対抗の運動会を開催する」「学内にショッピングモールを開設する」の各アイデアをマニフェストとして作成し、代表者が演説を行いました。



その後、大学生ら来場者二六七人が本物の投票箱を使つての模擬投票に参加しました。開票作業はCEPTメンバーが行い、投票者には啓発グッズとメンバー手作りのクッキーをプレゼントしました。

ブースでは選挙啓発パネルの展示を行ったほか、「めいすいくん」の着ぐるみとの記念撮影や「めいすいくん」のぬりえコーナー、メンバー募集チラシと選挙啓発チラシ等の配布などを行いました。

愛媛県

「ワークショップ投票に行こう!」

愛媛県選管・明推協は、青年対象のワークショップを、昨年度に引き続き松山大学法学部との共催で実施しました。

①選挙講義

まず五月二十七日に、「政治学概論」の授業(受講生一九人)で、県選管書記が選挙制度に関する講義

を行うとともに、選挙の七つ道具、投票箱、投票用紙自動交付機、投票用紙集計機などを紹介しました。

②ワークショップ「キャッチフレーズをどうする?」

次いで六月九日に、「行政学」の授業(受講生六五人)で、次期衆院選における「効果的なキャッチフレーズ作り」が行われました。

はじめに、投票率の現状とそれに対する国、県等の選挙啓発の取り組みと、過去の選挙で使用された啓発キャッチフレーズについて、県選管から説明がありました。

続いて、松山大学法学部の甲斐朋香准教授の指導により、八グループに分かれてのワークショップを行いました。グループ討議の後、各グループからキャッチフレーズと提案趣旨が発表され、多数決により「投票一瞬 行政一生」(ボクも行くけん、一緒に行こや)が最優秀キャッチフレーズに選ばれました。提案されたキャッチフレーズは次期衆院選の啓発ポスターやグッズなどに活用される予定です。



～この人を見よ～

た ざわ よし はる
田澤義鋪



第2回 青年郡長の理想と実践

画／藤原良二



*安倍郡は、現在の静岡市などにあたる。



* 郡は、府県と町村の中間の地方公共団体。1873年（明治6年）に郡制が復活し郡長（官選）が置かれ、90年に郡参事会（郡役所）と郡会が設置された。郡会は1923年（大正12年）に、郡長と郡役所が26年に廃止された。

そのため 安倍郡内
24町村の青年会の
活性化を図ることとし
郡の連合青年団を
組織した



自らも
夜間に自転車で
各校を回り
青年たちを励まし
講義を行った



また
勤労青年に対する
補習教育の充実を図り
青年団員の出席を
奨励した



その結果……

政治をよくして
いかなくは
日本はよくな
ない!

政治をよくして
いくには選挙で
ある!

それには
青年たちが
政治の道義と
知識を身に
つけることだ!

……と
大学で学んだ政治学を
実際に生かすことだと
考えるようになった



1914年(大正3年)
19歳〜26歳の青年25人を選抜し
千代田村の連永寺で一週間共同で
生活する研修会を開催
公民教育 農事改良の講座のほか
自主研究も行った

寄付金70円を
郡のために有効に
使う方法を考え
競いあいなさい



今でこそ宿泊研修は珍しくないが
その内容も方法も日本の社会教育
史上画期的な取り組みであった

次に義鋪は一般の青年たちを対象に三保の松原にテントを張り講演よりも懇談を主とした2泊3日の講習会を企画した

熱意と真実をもって青年たちに接すれば得られるものも大きいのだ!!

講師には成蹊学園創立者の中村春二もいた

1914年 安倍郡を離れ 静岡県庁に移った



1915年には明治神宮造営局 総務課長に任ぜられる

造営は国民的の大事業である!

それでも試験的に安倍郡の青年団に支援を頼んだところ彼らの仕事振りはすばらしく全国の青年団に勤労奉仕を呼びかけることとなった

しかし第二次世界大戦の影響で物価が暴騰して工費が不足したばかりか労力も不足している...

やむを得ず青年の勤労奉仕で乗り切ろうと思うが.....

1920年 神宮造営は一万五千人の青年たちの力を借りて完成した

ダメだ! 素人は役に立たない!!

反対!

.....と技師たちから 猛反対された



協会からのお知らせ

■平成20年度常時啓発事業調査報告書

協会では、選挙管理委員会の協力をいただき、平成20年度に全国で行われた常時啓発事業に関する調査を実施し、その結果を取りまとめた報告書を作成しました。都道府県・市区町村選管に送付いたしましたので、明推協の方々も啓発事業の企画検討にご利用いただければ幸いです。

■講演録

協会では、協会の平成20年度中央研修会で行われた講演2本をまとめた講演録を作成しました。この講演内容は、紙幅の制約から「私たちの広場」でご紹介できなかったものです。都道府県・市区町村選管に照会した配布希望部数を送付いたします。

・「雄弁」は復権するか アメリカ大統領選挙にみるメディアと政治

東京大学大学院情報学環 学環長・教授 石田 英敬氏

「政治から、雄弁や演説といった特に民主主義政治の基本に関わる活動の価値を下落させるということが、この数十年、一つの基調をなしてきているのではないか。しかし、今回のアメリカ大統領選挙を見ると、演説、雄弁という最もオーソドックスな政治的コミュニケーションが、もう一度戻ってくる可能性が出てきたということです」

・アメリカ大統領選挙における模擬選挙について

芝浦工業大学柏中学高等学校 教諭 杉浦 正和氏

「今回のアメリカ大統領選挙における模擬選挙の結果ですが、ナショナル スチューデント/ペアレント モック エレクションのホームページで公表された最終結果では512万5846票となっています」

■藍綬褒章

平成21年春の褒章で、明るい選挙推進運動に長年尽力されてこられた方々が、藍綬褒章を授与されました。

氏名	職名
守屋 覺	元 さいたま市見沼区明るい選挙推進協議会会長
大西 君代	元 東京都東村山市明るい選挙推進協議会会長
忠内 眞須美	現 神奈川県明るい選挙推進協議会副会長
安藤 正和	元 愛知県豊川市明るい選挙推進協議会会長
目片 善知	現 滋賀県大津市明るい選挙推進協議会委員
飛鳥 光恵	現 兵庫県明るい選挙推進協議会委員

■協会事務所の移転

協会は事務所を7月21日に移転いたしました。電話番号・ファクシミリ番号も変わりましたので、お手数をおかけいたしますが変更方よろしく願いいたします。

住所 〒102-0076 東京都千代田区五番町14番地 国際中正会館7階

電話番号 03-6380-9891

ファクシミリ番号 03-5215-6780

交通アクセス JR四ツ谷駅、東京メトロ丸の内線と南北線の四ツ谷駅から徒歩5分

近辺には、旧江戸城外堀、上智大学があります。

編集後記

- 特集テーマは、衆院選が迫り、各地で計画されている「公開討論会・合同個人演説会」についてです。候補者を直に見て、その肉声で政策を聞き、主要候補者の意見を比較できる貴重な機会であり、しかも気軽に参加できます。その現状と課題などについて5人の方に寄稿いただきました。
- 海外トピックスは、6月に選挙が行われた欧州議会を取り上げました。拡大する統合欧州の立法府であり、有権

者は約3億7500万人を数えますが、「世の中で最も注目されない選挙の一つ」とか「2流の総選挙」などとも報じられました。

- 新しく始めました「現地レポート」では、大阪府高槻市選管の取り組みをご紹介します。このコーナーは、明推協・選管などの啓発事業について、列島フラッシュより字数をかけて詳細に紹介します。
- 次号は9月30日発行の予定です。

編集・発行 ●財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0076 東京都千代田区五番町14番地 国際中正会館7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈メールアドレス〉akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

投票は、暮らし。投票は、暮らし。



なにげなく使っている洗剤だって、ちゃんと選んで使っている。毎日食べるもの、インテリア、洋服……。そんな小さいけれど、とても大切な選択が、あなたらしい生き方を決めていくのではないのでしょうか。日本の未来だって、あなたが選んで決めること。どんな国にしたいか、「投票」で意思表示できるのです。

夢、生活、未来、政治。みんなどこかで、つながってる。